

合併協議 合併の方式は「編入合併」

第5回一関市・藤沢町合併協議会が6月3日、市役所で開催され、合併の方式を「編入合併」とすることなどを決定しました。この日の協議では、まず前回の協議会で結論を持ち越していた「地域自治区等の設置について」を協定項目に追加することとし、合併協定項目は左表の24項目となりました。



合併の方式などを決定した第5回一関市・藤沢町合併協議会

合併協定項目	
NO	項目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	一般職の職員の身分の取扱い
9	地方税の取扱い
10	特別職の身分の取扱い
11	組織及び機構の取扱い
12	町名・字名の取扱い
13	慣行の取扱い
14	姉妹都市・友好都市の取扱い
15	行政区の取扱い
16	条例、規則等の取扱い
17	使用料、手数料等の取扱い
18	補助金、交付金等の取扱い
19	消防・防災の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	病院・診療所の取扱い
22	各種事務事業の取扱い
23	新市基本計画
24	地域自治区等の設置について

合併の方式については、藤沢町の区域を一関市に編入する「編入合併」とすることを満場一致で決定。事務所の位置については、現在の藤沢町自治センターに「藤沢支所」を設置することとしました。

さらに新市の名称を「一関市」とすること、市章、市民憲章などの慣行は一関市のものであることとしました。



藤沢支所となる予定の藤沢町自治センター

災害時協定 医師会、歯科医師会、薬剤師会と締結

市と(社)一関市医師会(長澤茂会長)、一関市歯科医師会(根本昌幸会長)、一関薬剤師会(関俊昭会長)は5月13日、災害時の医療救護活動に関する協定を締結しました。

協定は、自然災害時などに地域防災計画に基づき、市と各会の4者が連携して医療救護活動を行うために必要な事項を定めたものです。

市役所本庁で行われた調印式で、協定書に調印後、勝部市長は「二昨年の岩手・宮城内陸地震では大きな被害を受けたが、直後から住民の健康状況を気遣っていた。また、診察や健康問題、歯科診療など献身的に協力していただいた。協定は市民にとって大変心強いもの。今後も安全安心なまちづくりを推進したい」とあいさつ。



協定調印後、握手を交わす左から関会長、根本会長、勝部市長、長澤会長

関会長も「4者の調印をうれしく思う。連携プレーの基礎ができた」とそれぞれ述べました。

協定は、豪雨、洪水、地震などの自然災害時に防災計画に基づく医療救護活動を行う必要がある場合に▽救護班の派遣▽応急処置などの救護業務▽傷病者に対する調剤などを4者が連携して行うという内容。それぞれの会との個別的な協定締結は他自治体でもありますが、医師、歯科医師、薬剤師の3団体と行政が連携して一度に協定を結ぶのは県内では初めてです。

河川功労 遊水池の桜の育成に尽力



表彰状を手にする川上社長(中央)と伊藤総務部長(左)

一関市柄貝の東北日本電気(川上正和社長)が5月21日、(社)日本河川協会から河川功労者として表彰を受けました。

同社は、平成12年から社内食堂から出る生ごみを専用機械で有機肥料化し、北上川遊水池堤防沿い約5段に植樹された桜の苗木に施しています。また、桜の管理は、同社の従業員や家族、本市、地域住民らが役割分担し、施肥や枝切りなどを行ってきました。

これらの活動の功績が認められ受賞したものです。

同社の川上社長ら2人は5月26日、市役所本庁に勝部市長を訪れ、受賞を報告しました。

川上社長は「継続は力なりという気持ち。今回の受賞は、たいへんありがたいもの。会社として長年、取り組んだ活動が認められた。今後も地域の皆さんと一体となった地道な活動を継続したい」と受賞の喜びを語り、勝部市長は「皆さんのこれまでの頑張りの成果が認められ、おめでとうございます」と祝福しました。

口蹄疫 侵入防止にご協力を

4月に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染していることが確認されました。

口蹄疫は、一度発生すると伝染力が強い悪性の伝染病です。県内での発生はありませんが、侵入防止のため、畜産農家の皆さんには、次の対策をお願いします。

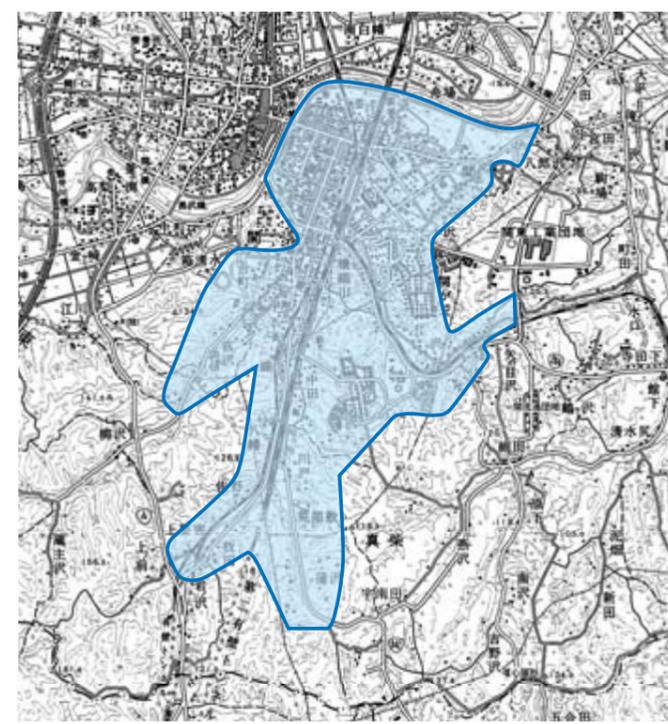
- 1 畜舎の出入り時に消毒を。
 - 2 関係者以外の人は畜舎などに入らないようにしましょう。
 - 3 発生している国の輸入飼料などは使わないようにしましょう。
 - 4 家畜に異常があったらすぐに家畜保健衛生所に連絡を。
- 防疫対策として畜産農家への敷地内や牧場への進入路に消石灰散布による防除対策を実施していますので、皆さんにはご理解とご協力をお願いします。
- ※口蹄疫は、牛・豚などの動物の病気で、人に感染することはありません。



関係団体が対策を協議した連絡会議

◎問い合わせ先
県南家畜保健衛生所
☎0197-28541

漏水調査を実施します



市は漏水を早期に発見・防止するため、水道管の漏水調査を専門業者に委託して行います。

今回は、一関地域の「関、真柴、滝沢地区のうち、左図に着色した区域を調査します。

配水管(水道本管)と各家庭に引き込まれている給水管(メーター器まで)の漏水を調査するため、調査員が敷地内に立ち入ることになりますので、ご協力ををお願いします。

◎問い合わせ先
本庁給水課 ☎28560

なお、立ち入りの際、受託調査員は市の腕章と身分証明書を携帯しますが、ご不審の際は給水課までお問い合わせください。

■調査期間：7月1日(金)～12月24日(金)